

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委託業務題目 令和8年度土壤汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（評価ツール開発）

2. 委託業務の目的・概要

土壤溶出量試験については、中央環境審議会による「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（平成28年12月）において、①なるべく実環境に近い条件で試験するという考え方を踏まえること、②分析結果のばらつきを抑制する方向で、土壤の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を進めるべく検討を行うこと等の課題が示されている。

本業務は、土壤中の汚染物質が溶出して地下水を汚染するまでの挙動をモデル化した「地下水汚染濃度評価ツール（仮称）」を開発し、その妥当性を検証することを目的とする。

3. 委託業務を行う場所

委託先において行うものとする。

4. 委託業務実施期間 契約締結日 ～ 令和9年3月15日

5. 委託業務の実施方法

（1）委託業務の内容

受託者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

①重金属等及びVOCsに係る溶出モデルの作成

現行の土壤溶出量試験の妥当性を検証するに当たり、土壤中の汚染物質に関して間隙水（液相）、土壤粒子（固相）及びその境界における物質移動を踏まえたモデルを用いた評価が必要である。そこで、固相内拡散や脱吸着平衡も考慮した、土壤中の重金属等及びVOCsの溶出挙動を表すことが可能なモデルを作成する。

②地下水汚染濃度評価ツール（仮称）の開発

①で作成した溶出モデルを用いて、汚染範囲、汚染物質の存在量、初期間隙水濃度、降雨浸透速度、評価地点の位置等のパラメーター入力により、溶出源（汚染土壤）における濃度変動等も考慮した地下水流向の下流側の評価地点での汚染到達濃度を算出することが可能な「地下水汚染濃度評価ツール（仮称）」の検討・開発を行う。

③地下水汚染濃度評価ツール（仮称）における溶出源挙動の妥当性検証

NIES 担当研究者が提供する溶出試験結果を踏まえ、重金属等及びVOCsにおいて、②で開発した地下水汚染濃度評価ツール（仮称）のうちの溶出源からの対象物質の溶出挙動について、評価方法の妥当性を検証する。

④業務進捗状況に関する打合せの実施

受託者は、本業務の進捗状況について、NIES 担当者ならびに環境省担当者と打合せを実施する。

NIES 担当者 3 回程度実施 場所：国立環境研究所（茨城県つくば市）

環境省担当者 3 回程度実施 場所：環境省（東京都千代田区霞が関）※NIES 担当者も同席予定

（2）結果の報告

受託者は、本業務が完了したとき若しくは令和9年3月15日までに業務結果を取りまとめ、以下の成果物をNIESへ提出するものとする。

① 委託業務結果報告書 一部

② 分析結果データ集 一式

③ 委託業務結果報告書ならびに分析結果を収録した電子媒体(CD-ROM 又はDVD-R) 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律

第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 受託者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 受託者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 受託者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 受託者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) (情報システムやアプリの開発・運用・保守等のように、NIES の情報システムに直接的に影響を及ぼすことが可能な委託業務の場合) 受託者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。(再委託がある場合、再委託先含む)
 - ・ 受託者の資本関係
 - ・ 受託者の役員等の情報
 - ・ 委託業務従事者の所属、専門性(情報セキュリティ関連資格・研修実績等)、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 委託業務の実施場所

7. その他

受託者は、この委託業務仕様書に疑義が生じたとき、この委託業務仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいはこの委託業務仕様書に記載のない細部については、NIES 担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。